

26佐久穂総第442号  
平成26年10月14日

佐久穂町総合計画審議会  
会長 由井 正隆 様

佐久穂町長 佐々木 定 男

### 佐久穂町第1次行財政改革大綱について（諮問）

佐久穂町総合計画審議会条例第2条の規定により、佐久穂町第1次行財政改革大綱の策定について貴審議会の意見を求めます。

平成26年11月25日

佐久穂町長 佐々木 定男 様

佐久穂町総合計画審議会  
会長 由井 正隆

## 第1次佐久穂町行財政改革大綱に関する中間答申書

平成26年10月14日に佐久穂町長 佐々木定男から諮問を受けた「第1次佐久穂町行財政改革大綱」に関して、佐久穂町総合計画審議会では、これまで6回の審議を開催してきました。

この間、審議会の委員からは様々な意見をいただきましたが、平成27年4月から住民サービスに影響を及ぼす次の15項目の活動計画について、審議会として意見の集約をみましたので、中間答申として提出いたします。

### 記

#### 1 諮問に関する中間答申について

##### 項目 1 街灯管理事業

原案どおりとする。

見直しに当たっては慎重にお願いします。また、管理においては、適切かつ無駄のないような管理をお願いします。

##### 項目 2 塵芥処理事業

原案どおりとする。

処理量の削減が一番の課題であるが、住民への広報・宣伝をもっと強力に進め、塵芥処理量の削減をお願いします。

##### 項目 3 盲導犬等飼育育成事業

原案どおりとする。

##### 項目 4 福祉医療費支給事業（単独）

原案どおりとする。

##### 項目 5 介護者手当支給事業

原案どおりとする。  
将来的には、所得制限の導入の検討をお願いします。

項目 6 在宅サービス利用者負担補助事業（単独）

原案どおりとする。  
見直しに当たっては、利用者への丁寧な説明をお願いします。

項目 7 配食サービス事業

原案どおりとする。

項目 8 軽度生活支援事業（粗大ゴミ収集）

原案どおりとする。

項目 9 高齢者移送サービス

原案どおりとする。

項目 10 集団健康診査

原案どおりとする。

項目 11 町民ドック

原案どおりとする。

項目 12 胃がん検診

原案どおりとする。

項目 13 学童クラブ運営事業

学童クラブへの運営に当たっては、住民の意見を十分聞き、慎重な判断をお願いします。

項目 14 高齢者クラブ補助金

原案どおりとする。

項目 15 普通財産管理事業（貸付）

原案どおりとする。

平成27年2月18日

佐久穂町長 佐々木定男 様

佐久穂町総合計画審議会  
会 長 由井 正隆

第1次佐久穂町行財政改革大綱（案）について（答申）

平成26年10月14日に貴職から諮問を受けた、第1次佐久穂町行財政改革大綱（案）、活動計画書（案）及び特別対策プラン（案）について、慎重に審議した結果、別紙のとおりとりまとめましたので答申します。

行財政改革大綱、活動計画書及び特別対策プランの策定並びに遂行にあたっては、本答申の趣旨を尊重し行財政改革の推進に向けて積極的かつ適切に対応するとともに、影響を受ける者及び全ての町民への丁寧な説明と徹底した周知を行うよう要望します。

記

1 提出目録

第1次佐久穂町行財政改革大綱（案）

第1次佐久穂町行財政改革大綱活動計画書（案）

第1次佐久穂町行財政改革大綱活動計画書特別対策プラン（案）

2 委員名簿

1号委員 関さゆり

2号委員 山口茂弥

3号委員 由井正隆（会長）

3号委員 小須田今朝友

3号委員 高見澤哲夫

3号委員 井出征治

3号委員 中山英雄（職務代理）

4号委員 佐々木正道

4号委員 石川武

4号委員 村松由美子

4号委員 島崎規子

4号委員 丸山信代

5号委員 市川和歳

5号委員 菊池元美

5号委員 井出利松

○佐久穂町総合計画審議会条例

平成17年3月20日

条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、佐久穂町総合計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の計画に関し必要な調査及び審議を行うため、佐久穂町総合計画審議会を置く。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町教育委員会の委員 1人
- (2) 町農業委員会の委員 1人
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 5人以内
- (4) 識見を有する者 10人以内
- (5) その他町長が認める者 3人以内

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、町長の定める機関において所掌する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月20日から施行する。

佐久穂町総合計画審議会委員名簿

職名	氏名	行政区	備考
会長	由井正隆	羽黒下	商工会
職務代理	中山英雄	馬越	社会福祉協議会
委員	関 さゆり	柳町	教育委員会委員
〃	山口茂弥	大日向	農業委員会委員
〃	小須田今朝友	大日向	佐久浅間農業協同組合
〃	高見澤 哲夫	大日向	南佐久北部森林組合
〃	井出征治	清水町	観光協会
〃	佐々木正道	千ヶ日向	識見を有する者
〃	石川武	上野	識見を有する者
〃	村松由美子	相生町	識見を有する者
〃	島崎規子	大石	識見を有する者
〃	丸山信代	宿岩	識見を有する者
〃	市川和歳	大日向	識見を有する者
〃	菊池元美	大日向	識見を有する者
〃	井出利松	馬越	識見を有する者

15名

○佐久穂町行政改革推進本部要綱

平成17年3月20日訓令第15号

(設置)

**第1条** 行政改革の推進を図るため、佐久穂町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

**第3条** 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、会計管理者、教育長、各課長等をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

**第4条** 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

**第6条** 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

**第7条** この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

**附 則**

この訓令は、平成17年3月20日から施行する。

**附 則**（平成19年3月19日訓令第44号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

佐久穂町行政改革推進本部員名簿

職名	氏名	備考
本部長	佐々木 定 男	町長
副本部長	大工原 進 一	副町長
本部員	相 馬 哲 雄	教育長
〃	友 野 裕 行	会計管理者
〃	小宮山 昇 平	総務課長
〃	高見澤 稔	住民税務課長
〃	佐々木 勝	健康福祉課長
〃	渡 辺 永	こども課長
〃	須 田 芳 明	産業振興課長
〃	相 馬 信 治	建設課長
〃	井 出 豊	老人保健施設事務長
〃	小宮山 昌 男	議会事務局長
〃	小 林 俊 彦	教育委員会次長
〃	佐々木 茂	千曲病院事務長
〃	平 岡 豊 彦	社会福祉協議会事務局長
〃	井 出 明	町村会事務局長

16名







平成27年3月

発行 佐久穂町

編集 総務課財政係

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地